

京都市会委員会条例の一部を改正する条例（平成26年3月3日京都市条例第91号）

（市会事務局議事課）

通年議会の導入に伴い、常任委員の任期について、次のとおり改めることとしました。

改 正 前	改 正 後
選任の日から翌年において最初に招集される定例会の閉会の日まで	選任の日から翌年に設ける当初予算に係る審議期間の最後に関開く会議の日まで

この条例は、平成26年3月3日から施行することとしました。

京都市会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月3日

京都市長 門川 大作

京都市条例第91号

京都市会委員会条例の一部を改正する条例

京都市会委員会条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項本文中「おいて最初に招集される定例会の閉会」を「設ける当初予算に係る審議期間の最後に開く会議」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の施行の際、現に委員に選任されている者については、なお従前の例による。

(市会事務局議事課)